

問1 フランスの思想家であるモンテスキューが、その著書『法の精神』の中で提唱した、国家権力を三つの独立した機関に分担させることで権力の集中を防ごうとする考え方を何と呼びますか。（2015年 佐賀公立入試 類似）

1. 三権分立 2. 社会契約説 3. 人民主権 4. 法の支配

問2 日本国憲法第9条で示されている「平和主義」の内容について、正しい説明はどれですか。（2017年 大阪公立入試 類似）

1. 国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、陸海空軍その他の戦力を持たず、国の交戦権を認めない。
2. 国民に兵役の義務を課す代わりに、国の自衛権を憲法上明記し、積極的な海外派兵を行う。
3. 他国からの攻撃を受けた場合に限り、戦力を保持し、内閣の判断のみで宣戦布告を行うことができる。
4. 軍事裁判所の設置を認め、軍隊の統帥権を内閣総理大臣が保持することを定めている。

問3 日本国憲法第96条に定められた、憲法改正を国会が国民に提案する「発議」を行うための条件について、正しいものはどれですか。（2017年 神奈川県公立入試 類似）

1. 衆議院と参議院のそれぞれで、総議員の3分の2以上の賛成を必要とする
2. 衆議院と参議院のそれぞれで、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする
3. 衆議院と参議院のいずれか一方で、総議員の過半数の賛成を必要とする
4. 衆議院の優越が認められており、衆議院で3分の2以上の賛成があれば、参議院の議決は不要である

問4 日本国憲法における「国民主権」の原則について、その内容を説明したものとして最も適切なものはどれですか。（2021年 千葉県公立入試 類似）

1. 国民が国の政治のあり方を最終的に決定する権力を持つこと
2. 天皇が国民の代表として国の政治の全責任を負うこと
3. 国会議員が国民の意思に関わらず自由に法律を制定すること
4. 裁判所が国民に代わって国の最高権力を行使すること

問5 日本国憲法第13条には、「すべて国民は、個人として尊重される」という規定があります。この、国民一人一人がかげがえのない存在として大切にされるべきであるという原理を何といいますか。（2023年 福岡県公立入試 類似）

1. 個人の尊重 2. 国民の主権 3. 団体自治 4. 公共の福祉

問6 日本国憲法が掲げる平和主義の内容として、憲法第9条で具体的に規定されている事柄の組み合わせとして最も適切なものはどれですか。（2026年 長野公立入試 類似）

1. 戦争の放棄、戦力の不保持、国の交戦権の否認
2. 自衛隊の保持、集団的自衛権の行使、徴兵制の禁止
3. 国際連合への協力、安全保障理事会での拒否権、核兵器の保有
4. 領土の拡大、国家総動員法の制定、外国軍の駐留許可

問7 大日本帝国憲法から日本国憲法への転換期に作成された資料では、かつてピラミッドの頂点で統治権を持つ主権者として描かれていた天皇が、新憲法下では国会議事堂や憲法を中心とした国民主導の社会において、それらとは切り離された位置に描かれるようになりました。現在の日本国憲法における天皇の地位と権限について、正しく述べたものはどれですか。（2024年 沖縄公立入試 類似）

1. 天皇は日本国および日本国民統合の象徴であり、政治に関する権限を持たない。
2. 天皇は主権者として、国の政治のあり方を最終的に決定する権限を持つ。
3. 天皇は行政府の長として、内閣総理大臣を自分の意思で自由に指名できる。
4. 天皇は国民の代表として国会に出席し、法律案の決議に参加する権限を持つ。

問8 「法の支配」という考え方における、政府・法・国民の三者の関係性を説明した文として、最も適切なものはどれか。（2023年 栃木県公立入試 類似）

1. 最上位にある法が政府の活動を制限し、政府はその法に基づいて国民に対し政治権力を行使する。
2. 最上位にある政府が法を自由に作成し、その法を用いて国民を効率的に統治する。
3. 国民が最上位に位置し、法を介することなく政府に対して直接的に命令を下し、政治を行わせる。
4. 法は国民のみを縛るルールであり、政府は法に縛られることなく国民の安全を守るために行動する。

答え合わせ・解説

問1	答え 1 三権分立	権力が一つの機関や個人に集中すると、濫用によって国民の自由が脅かされる危険があります。モンテスキューは、権力を立法（国会）・行政（内閣）・司法（裁判所）の三つに分け、それぞれが抑制し合い均衡を保つことで、国民の自由を保障しようと考えました。この仕組みは現代の多くの民主主義国家の憲法に大きな影響を与えています。
問2	答え 1 国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、陸海空軍その他の戦力を持たず、国の交戦権を認めない。	日本国憲法第9条は、第1項で国際紛争を解決する手段としての「戦争の放棄」を、第2項で「戦力の不保持」と「交戦権の否認」を規定しています。これは明治憲法において天皇が軍隊の統帥権を持っていたことや、徴兵制が敷かれていたことへの反省に基づいています。現代の日本においては、この平和主義の原則のもと、自衛のための必要最小限度の実力として自衛隊が保持されていますが、憲法第9条の解釈や平和の守り方については今も重要な議論の対象となっています。
問3	答え 1 衆議院と参議院のそれぞれで、総議員の3分の2以上の賛成を必要とする	憲法改正の手続きは、通常法律の制定よりも厳しい条件が課せられている「硬性憲法」としての特徴を持っています。そのため、発議の段階では「出席議員」ではなく、欠席者も含めた「総議員」の3分の2以上の賛成が、衆参両議院のそれぞれで必要となります。
問4	答え 1 国民が国の政治のあり方を最終的に決定する権力を持つこと	日本国憲法の三大原則の一つである国民主権は、政治を決定する最高の権力が国民にあることを意味します。大日本帝国憲法では主権は天皇にありましたが、戦後の憲法改正によって国民が主権者となりました。これに基づき、国民は選挙を通じて代表者を選出し、間接的に政治に参加しています。
問5	答え 1 個人の尊重	日本国憲法第13条は、基本的人権の尊重におけるもっとも根本的な考え方を示しています。国家や社会の利益のために個人が犠牲にされるのではなく、一人一人が独立した人格を持つ人間として大切にされることを定めたもので、自由権や平等権、そして新しい人権などを支えるすべての権利の源流となっています。
問6	答え 1 戦争の放棄、戦力の不保持、国の交戦権の否認	日本国憲法第9条では、平和主義を具体化するために「戦争の放棄」「戦力の不保持」「国の交戦権の否認」の三つの要素を規定しています。これは、国際紛争を解決する手段としての武力行使を永久に放棄し、そのための戦力も持たないという、世界でも類を見ない徹底した平和志向を示したものです。
問7	答え 1 天皇は日本国および日本国民統合の象徴であり、政治に関する権限を持たない。	日本国憲法では、主権が天皇から国民に移る「国民主権」が採用されました。これに伴い、天皇の地位は「主権者」から「日本国および日本国民統合の象徴」へと大きく変化しました。天皇は国政に関する権能を有しておらず、憲法に定められた形式的・儀礼的な「国事行為」のみを、内閣の助言と承認に基づいて行います。
問8	答え 1 最上位にある法が政府の活動を制限し、政府はその法に基づいて国民に対し政治権力を行使する。	「法の支配」の構造では、政府が国民を支配するのではなく、まず法（憲法）が政府を縛るという点が重要です。政府は法によって認められた範囲内でのみ権力を行使でき、その対象として国民が存在します。これにより、政府による権力の乱用から国民の自由が守られます。